

【質問・回答】

案件名 交通局本局庁舎で使用する電力

No. 1

No.	質問内容	回答
1	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力契約に影響するような工事の予定はありません。
2	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	契約条項の第 12 条（事情変更）に該当する場合には発注者と受注者の双方で協議することが可能です。
3	請求書を郵送の代わりにWEBからのダウンロードにてご対応いただくことは可能ですか。	印刷された請求印を使用するための承認手続きが完了している場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札後にご相談ください。承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課（011-211-2142）までお問い合わせください。なお、請求書をWEBからダウンロードする場合でも、契約書第9条（計量及び検査）に定めるとおり、計量結果については、発注者へ紙による通知が必要となります。
4	（権利義務の譲渡等）条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書の内容については変更できません。権利義務の譲渡等については、契約書第5条に基づき、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合のみとしています。
5	（計量及び検査）条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0：00に行う。』	契約書の内容については変更できません。計量日時については、契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めることとしています。